

ラオス最高裁判決の評釈③（刑事事件）

J I C A 長期派遣専門家

鈴木 一子

前号及び前々号でラオス最高人民裁判所のホームページに公開されている7件の最高裁判決のうち民事、家事及び商事事件を紹介しました。今回は刑事事件を紹介します。最高裁判決に関する連載は今回で最終回となりますが、今後、更に紹介すべき判決があった場合はまた執筆させていただきます。

◇適用法について

ラオス刑訴法には2004年成立法、2012年改正法及び2017年改正法（現行法）がある。今回、紹介するのはいずれも2010年にされた判決であって、適用されるのは2004年刑訴法である¹。大幅に手続が変わったわけではないようであるため、本稿では主に2017年刑訴法（現行法）に基づいて説明し、適宜、旧法との違いについて言及する（以下の手続の説明において特に断りがなければ刑訴法は2017年刑訴法を意味する。）。

また、刑法は1989年成立法、2001年改正法、2005年改正法及び2017年改正法（現行法）がある。今回の判決で適用されるのは2005年改正法である。必要に応じて各法について言及する。

◇当事者について

刑事判決を読むと、まず当事者欄の記載が目を引く。検察が「原告」とされている。ラオスの刑事手続は裁判所も証拠を探知する職権主義であり検察官と被告人の対立構造ではないのだが、検察庁は被疑者を起訴する権限を有する（刑訴法49条）から、訴えを提起する者という意味で原告とされているのかもしれない。人民検察院法45条3項は「刑事事件において人民検察院は政府の代表であり原告である」と規定する。また、刑事訴訟手続参加者は被疑者、被告人、被害者、民事原告、民事責任者、証人、弁護士その他の保護者、専門家、熟練者、通訳人とされ（刑訴法63条）、検察官は刑事手続参加者ではなく「訴訟遂行者」とされる（刑訴法52条）。

次に、ラオスでは附帯私訴が採用されており、日本では民事訴訟の原告となるべき被害者等が「民事原告」として刑事訴訟に参加する（刑訴法68条）。被告人が有罪判決を受け、かつ、損害を生じさせた場合、請求があれば、裁判所は損害賠償について検討しなければならない、仮執行宣言もできる（刑訴法208条2項）。被告人による犯罪のために損

¹ 刑訴法の沿革については伊藤浩之「ラオス改正刑事訴訟法の概要」（ICDNEWS第61号（2014年12月号）19頁、須田大「ラオス刑事訴訟法の改正動向について」（ICDNEWS第74号（2018年3月号）59頁を参照。

害賠償責任を負う者は「民事責任者」として刑事裁判に参加する（刑訴法69条）。興味深いのは、民事責任者として被告人の両親、養親、保護人、雇用者、監督者、組織及び事業者が列挙されている点である。個人責任の原則というより社会的責任を負わせる仕組みになっていると感じられる。

通常の民事手続に移行する又は分離する手続は無いようであり、附帯私訴部分の不服については刑事訴訟の上訴によって処理するようである。民事原告とその関係者は民事の部分についてのみ控訴できる（刑訴法212条2項）。

◇上訴審の手続

次に、ラオスの刑事上訴審の手続について説明する。民事の上訴審の手続については前々号掲載の評釈①をご覧ください。

1 3審制+再審

ラオスの現行の刑事訴訟は3審制であり、最高裁（破棄審と呼ばれる）は最終審である。再審は最高裁によってのみ審理される（刑訴法259条2項）。

2 上訴審の性質及び構造

当事者等は法的側面の適正を調査するために破棄申立できるとされ（刑訴法226条1項）、破棄審は「破棄要請又は異議申立において提示された法的側面に関連する問題のみを審議する責務を有し、訴訟事件の事実問題について審理しないものとする」とされている（刑訴法233条1項）から、破棄審は法律審として規定されている。しかし、民訴法にも同様の規定があるものの民事訴訟における破棄審は実際のところ事実審理を行っており条文と実務が乖離している。今回、紹介する最高裁判決はいずれも手続面の瑕疵が問題になっているため、刑事訴訟でも破棄審が事実審化しているかは不明である。

上訴審の構造については、控訴審及び破棄審のいずれも原審の証拠（事件記録）を引き継いでいるから覆審ではないといえる。破棄審において原則的に新たな証拠提出はできないようであるから基本的に事後審に見えるが、前述のとおり、実務上の運用は不明である。

控訴事由について、検察庁による控訴（「異議申立」と呼ばれる）は、「理由が不十分又は法律的に適正でない裁判」に対してなされる（刑訴法213条）。

控訴審では新たな証拠の提出が予定されており（刑訴法218条）、控訴判決は「以前に示した証拠及び新証拠をも審理判決の基本としなければならない」（刑訴法218条2項）、また控訴審は、「主に公判での審理の結果又は新たな追加証拠に基づき、法的正当性及び判決の理由の面で判決を調査する。」（刑訴法220条1項）とされている。これらの規定からすると控訴審は継続審のように見える。

3 上訴審の判決

控訴審判決は①全体的に一審判決を承認する，②部分的又は全体的に一審判決を変更し，刑罰を増減する，③一審判決を破棄し，一審裁判所の新たな合議体へ差し戻し，以前の合議体がある要請に対しまだ審議していなかった場合は旧合議体へ事件を送る，④一審判決を破棄し，被告人を無罪とする，のいずれかである（刑訴法222条1項）。

一審を控訴審が破棄又は変更するための事由は①捜査又は公判での審理が包括的でない，十分でない又は客観的でない，②判決の理由付けと事実の不一致，③一審の判断刑が犯罪の性質及び社会にとって脅威又は被告人の人格にとって適切でない，④刑事訴訟手続違反又は刑法の不正確な適用がある，のいずれかである（刑訴法223条）。

破棄審判決は①破棄申立てを受理しない（日本でいう却下），②破棄申立てを棄却して控訴審判決を全部承認する，③控訴審判決を破棄して差し戻さずに被告人を無罪とする，④控訴審判決の一部又は全部を変更する，⑤控訴審判決の一部又は全体を破棄し，控訴審裁判所の新たな合議体へ差し戻し，以前の合議体がある要請に対しまだ審議していなかった場合又は法律違反があった場合は以前の合議体へ事件を送る，のいずれかである（刑訴法231条）。

控訴審判決の破棄事由は，①一審の判断刑が犯罪の性質及び社会にとって脅威又は被告人の人格にとって適切でない，②刑事訴訟手続違反又は刑法の不正確な適用がある，のいずれかである（刑訴法232条）。前記一審の破棄事由と違って事実の誤りは破棄事由になっていないので，やはり手続法上は，破棄審は法律審といえる。

◇合議体について

最高裁判決7件を通読し，合議体に関して気付いたことがあった。各判決の担当裁判官をみると，民事判決1の裁判長，商事判決1，2及び家事判決の左陪席は同一人物である。また，民事判決1，2，商事判決1及び2の右陪席，家事判決の裁判長は同一人物，民事判決1の左陪席，商事判決1及び2の裁判長，家事判決の右陪席は同一人物，民事判決2の左陪席，刑事判決1の裁判長，刑事判決2の右陪席は同一人物，刑事判決1の右陪席と刑事判決2の裁判長は同一人物，刑事判決1及び2の左陪席は同一人物である。

つまり，最高裁は民事部，刑事部，家庭部，商事部，少年部，労働部及び行政部に分かれているが（行政部は2017年裁判所法改正以降に設置された），少なくとも2010年当時は最高裁判事が十分におらず1人の裁判官が複数の部を兼部していたと推認できる。刑事系と民事系を兼任している裁判官もいたことも分かる。また，裁判長，右陪席，左陪席の序列は日本と同様に年次に基づくと聞いたことがあるが，この7件の最高裁判決を見る限り，最高裁内では裁判長と各陪席はランダムに務めているように見える。

刑事事件 1 (別紙 1)
2010年4月6日刑事破棄審第28号
事故を招く交通規則違反事件

事案の概要

2007年12月23日午後5時頃、被告人が自宅からベーン川に向かってバイクを時速40kmで走行させ、坂を下ってカーブになったところに差し掛かった際、カムピンの運転するバイクが対向車線から走って来た。カムピンは左右に揺れながら向かってきたため、被告人は避けようとしたが避けきれず当該バイクに衝突し、カムピンは足を骨折した。

罰条

2005年刑法86条1項 事故を招く交通規則違反
交通規則に違反し、それにより他者に事故及び傷害を生じさせた者に対し、5万キープ(約600円)から30万キープ(約3600円)の罰金が科されるものとする²。

1 審判決 (ウドムサイ県裁判所)

被告人は無罪である。

カムピン(民事原告)が控訴。北部控訴審検察院は、1審判決は適正にされたものであるとの意見を述べた。

2 審判決 (北部控訴審裁判所)

1審判決を全部維持(控訴棄却)。

カムピン(民事原告)が破棄申立て。最高人民検察院は、2審判決は適法であり、カムピンによる破棄申立ては2004年刑訴法96条に適合しないとの意見を述べた。

判旨

破棄申立てを受理しない(却下)。

控訴審判決は2009年11月16日付けであり、カムピン(民事原告)が破棄申立てしたのは2010年1月18日なので、破棄申立期限を2日徒過したため刑訴法96条に違反する。

² 現行刑法145条1項も同じ規定。ただし、罰金が100万キープ(約1万2000円)から500万キープ(約6万円)と引き上げられた。

1 上告期間

2004年刑訴法では、上告期間は控訴審判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から2か月以内とされている（2004年刑訴法96条3項）。日本風に考えれば、控訴審判決の翌日である2009年11月17日が起算点となり、2か月後の応当日は2010年1月17日、さらに同日は日曜日であるから翌18日24時までが破棄申立期間となり（日本刑訴法55条）、同日にされた破棄申立ては適法である。しかし、ラオスでは違法とされた。

本判決当時の刑訴法及び本判決当時に適用されていた契約内債務法（及び同法の改正法である契約内外債務法）には、期間の計算方法についての定めは見当たらないようである。しかし、本判決は破棄申立期限を2日徒過したと判断しているから、上告期間は初日を算入し、さらに土日も算入しているようだ。この処理について、初日算入は許容範囲だと考えるとしても、ラオスの裁判所は土日は休みであり、休日受付しているかは不明であるものの、土日休日を期間の満了日とするのは極めて酷だと思う。

なお、2020年5月27日に施行された民法典によれば、月で定めた期間は初日不算入とされ、満了日が休日のときは翌日が満了日となるから（民法47条2項、48条）、現在の民事法に従って計算した場合は本件上告は適法である。

もっとも、現行刑訴法では、破棄申立期間は短縮され、控訴審判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から45日以内とされている（刑訴法226条3項）。

2 本判決の意義

前記のとおり、本判決はラオスにおける上告期間の計算方法を示した判決である。当事者にとって厳しい計算方法を採用していることが分かった。当該計算方法の根拠法がどこにあるか分からないが、当時は通達があった可能性もある。

なお、一審と原審は被告人を無罪としているから、下級審も読んでみたい判決である。また、無罪判決であるが検察院は上訴せず（民事原告が上訴）、むしろ一審及び原審は適切になされた旨の意見を述べているから、検察院は裁判の監督者という地位を遵守しているように見える。

さらに、余談であるが、私は2021年9月15日に首都裁判所で刑事控訴審の審理及び判決を傍聴させてもらった。被告人は無罪を主張していたが、検察官は論告において控訴期間を徒過しているから控訴は不適法である旨の意見を述べ、裁判所も控訴期間を徒過したと認定し控訴を却下した（ラオスでは1回結審、15分程度の休廷後に即日判決するのが通常である）。しかし、裁判所は判決までの1時間、実体審理をしていたのである。ラオスでは起訴状一本主義は無く裁判官は一件記録を全て読んでから審理に臨むため、却下の心証で固まっているのであれば審理する必要は無かったと思うが、感銘力の問題だろうか…。

以上のほか、形式に関する詳細な指摘は別紙1の脚注を参照して下さい。



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

最高人民裁判所

刑事裁判部

破棄審

第28号³／刑事裁判部・破棄審

2010年4月6日

判決

ブンヘン	ピマニヴォン (男性)	裁判長
トンマイ	ムンバンディット (男性)	裁判官
ブンテム	コムミッタパープ (男性)	裁判官

より構成される最高人民裁判所刑事裁判部合議体及び同席の
ポンサクシット ソーブンニャー (女性) 書記官

シーセントン ソーパープミサイ 最高人民検察官

2010年4月6日9時00分に、最高人民裁判所法廷において、2009年6月11日付け第27号⁴／……の刑事事件を審理した。

当事者

ウドムサイ県人民検察……………原告
カムピン サイチャルーン (男性.) 年齢：59歳, 国籍：ラオス, 職業：定年退職した職員, 住所：ホームスック村, サイ郡, ウドムサイ県……………民事原告
ソムワン (男性.) 年齢：18歳, 国籍：ラオス, タームン村ベン郡ウドムサイ県住民
……………被告人

³ 判決番号。判決をする際に付される番号であり、脚注2の事件記録の番号とは異なる。

⁴ 事件記録の番号。つまり、日本と異なり、事件を受け付けて記録を作成したときに記録ファイルに付される番号と判決書に付される番号の2種類あるということ。

被疑事項：事故を招く交通規則違反

身柄拘束の有無：在宅事件

裁判所は

ラオス人民民主共和国の名において、
2003年改正人民裁判所法に基づく人民裁判所の職権及び職務に基づき、
公判手続において本刑事事件を審理し、
公判手続において最高人民検察院の意見を聴取した

事件の内容⁵

ウドムサイ県人民検察院の2009年7月15日付け第51号/OOPPの意見書によると、ソムワン（男性）（被告人）は2007年12月23日午後5時頃、自宅からベン川に向かってナンバープレートが付いていない赤色の中国製のバイク（モデル「ウェーブ」）を時速40kmで運転していたが、坂を下ってカーブになっているところに着くと、カムピン（男性）（民事原告）が運転していたナンバープレート「ウドムサイ0134」の青色のバイク（モデル「ドリーム」）が反対方面から来ているのが見えた。当該バイクは左右に揺れながら向かってきたため、被告人は避けようとしたが、避けきれなかったため当該バイクに衝突し、結果としてカムピン（男性）（民事原告）が大けがをし（足を骨折）、ソムワン（男性）（被告人）も軽傷を負い、両者のバイクも相当に壊れた。その後、住民に助けられ、カムピン（男性）（民事原告）はウドムサイ県病院に送られた。

ウドムサイ県人民検察院は、2009年6月8日付け第51号/OOPPの起訴状により、2005年改正刑法第86条所定の事故を招く交通規則違反の疑いでソムワン（男性）（被告人）を起訴した。

事件の進行過程⁶

「ソムワン（男性）（被告人）は無罪である」という旨の原告及び被告人の前で下した2009年7月29日付け第40号/……ウドムサイ県人民裁判所の第一審判決を確認した。

カムピン（男性）（民事原告）による2009年7月29日付け第226号/……控訴予約状を確認した。そして「ウドムサイ県の第一審裁判所がソムワン（男）（男性）（被告人）を無罪とした判決に対し不服があるため、北部控訴審人民検察院及び北部控訴審人民

⁵ ラオス語でヌアーカディ。当事者の主張のまとめである。

⁶ ラオス語でフープカディ。民事でも刑事でも一審判決には「フープカディ」という記載欄は無く、上訴審判決に特有の記載欄である。前号までの連載及び本稿では「事件の進行過程」と翻訳されているが、翻訳後、フープカディとは当事者など「事件の中身以外のこと」という意味で使っているという意見を耳にした（2021年6月10日ソムサク中部高裁所長（当時）から聴取）。また、2014年3月に印刷されたブンクワン最高裁副長官執筆の『裁判官向け民事訴訟手続』（日本語訳なし。プロジェクトで印刷費用のみ支援したもの。）には第一審でも「フープカディ」をするとあり、その具体的内容は裁判官が①管轄、②過去に同様の事件で判決をしたか、③時効にかかっていないか、を審査するとされている（これらが認められる場合は事件を却下する。）結論として、「フープカディ」の意義は明確でなく、多岐にわたるらしいとしか言えない。便宜上、本稿では「事件の進行過程」という翻訳を維持する。2012年民訴249条、277条、301条参照。

裁判所に対し、本件を真実及び公平性に基づいて審理し、民事原告に対する民事上の損害を被告人に賠償させることについて検討するよう申し立てる」という内容の2009年8月11日付け第194号／……受付番号ウドムサイ県人民裁判所の窓口提出された2009年8月7日付け控訴申立書を確認した。

「ウドムサイ県の第一審人民裁判所の判決は法律及び事件の事実に基づき適正にされたものである」という2009年10月14日付け第58号／……北部控訴審人民検察院の意見書を確認した。

「ウドムサイ県第一審人民裁判所の2009年7月29日付け第40号／……の判決をすべて維持し、カムピン（男性）（民事原告）に対し、30,000キープ⁷の控訴申立費用の支払を命じる」という原告及び民事原告の出席、被告人の欠席の下で下された北部控訴審裁判所の2009年11月16日付け第47号／……判決を確認した。

ソムワン（男性）（被告人）の弁護人であるカムフン（男性）弁護士による2009年12月25日付け第37号／……、及び30日付け第41号／……判決承知記録書を確認した。

2010年1月18日付け第01号／……破棄審予約状を確認した。そして、「第一審及び控訴審の裁判所がソムワン（男性）（被告人）を無罪とした判決は適正なものではないため、最高人民裁判所に当該判決を破棄し、再審理することを申し立てる。特に、ソムワン（男性）（被告人）は事故が発生してから現在に至るまで1キープも援助することなく見舞いも来てくれないので、治療費、慰謝料、怪我、障害による逸失利益及びバイク修理代の賠償を命じるよう申し立てる」と主張する2010年1月16日付け破棄申立書を確認した。

「2009年11月16日付け第47号／……北部控訴審裁判所の判決は適法であり、カムピン（男性）（民事原告）の破棄申立は刑事訴訟法第96条に適合しない」という旨の2010年2月23日付け第29号／OSPP意見書を確認した。

判断⁸

本刑事事件簿にある各書類を公判手続において検討した結果、

カムピン（男性）（民事原告）による2010年1月16日付け破棄申立書は2004年改正刑事訴訟法第96条所定の期間を遵守していないため、審理することにした⁹。

カムピン（男性）（民事原告）は北部控訴審裁判所の判決に不服があるため、2010年1月16日付け破棄申立書を作成したが、破棄審裁判所が審理した結果、当該破棄申立は不合理だと判断する。北部控訴審裁判所が民事原告に下した第47号／……の判決は2009年11月16日付けだったが、カムピン（男性）（民事原告）が破棄審の予約及び北部控訴審裁判所を通して最高人民裁判所への破棄申立書を提出したのは2010年1

⁷ 約360円。

⁸ ラオス語でヴィニッサイ。判決理由である。

⁹ 原文どおりの翻訳。「(上告) 期間を遵守していないため審理しないことにした」の誤記ではないと思われる。

月18日付けだったため、破棄申立期限を2日経過したことになり、刑事訴訟法第96条に違反することになる。よって、破棄審裁判所として、北部控訴審裁判所2009年11月16日付け第47号／……の判決は確定したから、その全てを維持すべきと判断する。

最高人民検察院の2010年2月23日付け第29号／……の意見書は合理的であると判断する。

最高人民裁判所刑事裁判部は上記の理由に基づき、北部控訴審裁判所2009年11月16日付け第47号／……の判決は確定したから、全て維持すると判断する。

カムピン（男性）（民事原告）が破棄申立人のため、法定の破棄申立費用の支払を命じる。

2005年改正刑法第86条、2004年改正刑事訴訟法第95条、96条、98条、99条、101条に基づき判断した。

改正裁判費用に関する法律¹⁰第34条に基づき判断した。

よって

破棄審として、また、法的最終審として本事件について判決する。

事件の状況上：カムピン（男性）（民事原告）の破棄申立を受理する¹¹。

法律上：当該破棄申立は審理することができない。

判決：北部控訴審裁判所による2009年11月16日付け第47号／……判決を全て維持する。

カムピン（男性）（民事原告）に対し、法定の破棄申立費用の支払を命じる。

本判決は本日より効力を生じる。

裁判長

ブンヘン ピマニヴォン

書記官

ポンサクシット ソーブンニャー

¹⁰ 原文どおりの翻訳。他は何年の改正版か記載があるが、この部分には何年の改正か記載がない。

¹¹ 上告は不適法却下だが「事件の状況上、受理する」とはどういう意味か分からない。このような項目を判決に設ける根拠も分からない。

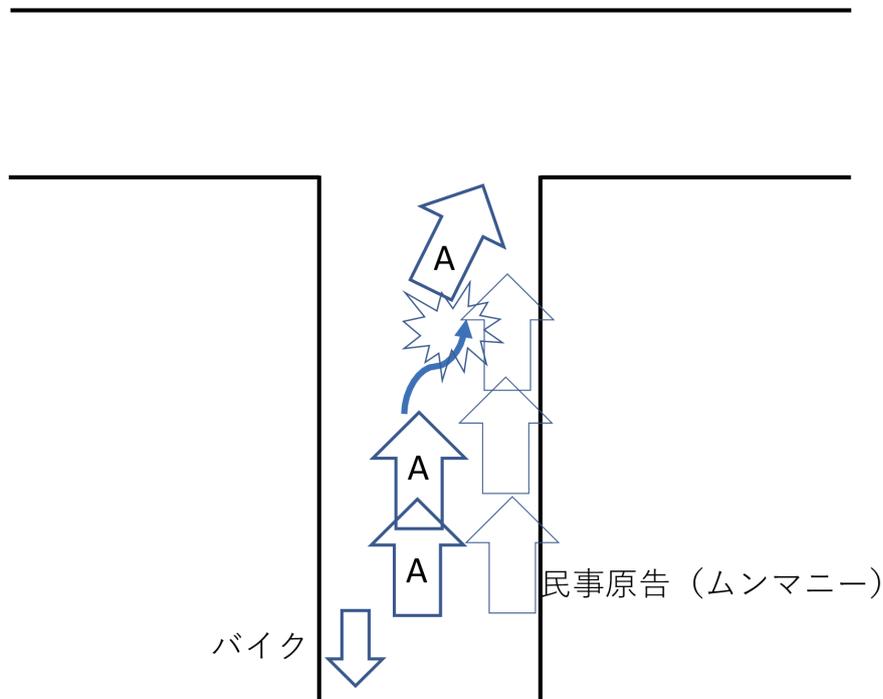
刑事事件 2 (別紙 2)
2010年4月6日刑事破棄審第30号
交通事故現場からの逃走事件

事案の概要

2007年5月29日午後8時頃、被告人は、ノンター村からポンパナオ村に向かって自動車を運転し、ポントンサワート村のT字路に着いたところ、ムンマニーが運転していた自動車が右側の道路沿いに停止していた。その頃、反対車線からバイクが向かってきたため、被告人はムンマニーの自動車の左側に停車し、バイクが通り過ぎた後、ムンマニーが先に発進し、直後に被告人が道路の真ん中から発進し、被告人はムンマニーの自動車を追い越そうとしたが追い越しきれず、被告人の自動車の後部がムンマニーの自動車の前部に衝突し、損傷させた。しかし、被告人は運転して逃げ去った。

事故現場の図

事案がやや分かりにくいいため、図を作成した。この図は最高裁判決に添付されたものではなく鈴木一子が作成したものであるから不正確かもしれない。便宜上、ここに貼り付ける。ラオスで自動車は右側通行である。



罰条

2005年刑法87条 事後現場からの逃走

事故を引き起こしその現場から逃走した者に対し、6か月から2年の懲役及び20万キープ（約2400円）から100万キープ（約1万2000円）の罰金が科されるものとする¹²。

1 審判決（首都ビエンチャン裁判所）

被告人を懲役6か月に処し、この刑の執行を猶予する。さらに20万キープの罰金を科す。被告人に対し民事原告の自動車を原状へと修理することを命じる。

被告人が控訴し、8万5600パーツ（約28万7000円）の損害賠償請求をした。中部検察院は、1審判決は適正にされたものであるとの意見を述べた。

2 審判決（中部高等裁判所）

1審判決を全部維持（控訴棄却）。

被告人が破棄申立ての予約。最高検察院は、2審判決は妥当であるとの意見を述べた。

判旨

原判決を全部維持（破棄申立棄却）。

被告人は2008年9月4日に破棄申立ての予約をしたが、1年6か月18日が経過して当該事件記録が最高裁に届いた2010年3月22日になっても破棄申立書を提出しなかったため、不服の理由や目的が不明である。これは2004年刑訴法97条1項及び同条4項に反している。

原審は適切になされたため、全てを維持する。

解説

1 破棄申立ての予約と破棄申立て

本判決をみると「破棄申立ての予約」と「破棄申立て」という用語が出てくるが、前者は日本でいう上告状の提出であり、後者は日本でいう上告理由書の提出である。ラオスでは実務上、上告理由書の提出を「上告の申立て」として扱ってきたが、刑訴法上、明確な規定が無かったようである。2012年刑訴法改正によって「破棄申立ての予約」という用語を法律上も導入した（2012年刑訴法226条4項）。日本人に分かりやすく要約すれば2012年刑訴法によって法定期間内に少なくとも上告状を提出すれば足りるということが明示されたのである。

本判決に適用されるのは2004年刑訴法だから、刑訴法上の規定はなかったが、破棄申立ての予約という行為がされていたことが分かる。

¹² 現行刑法146条は少し内容が異なっている。「事故を引き起こした又は事故と直接関係する者が、その現場から逃走した場合、その者に対し、1年から3年の懲役及び300万キープ（約3万6000円）から1000万キープ（約12万円）の罰金が科されるものとする。」

2 本判決の意義

本判決は迅速な裁判を受ける権利と関わる。本判決の言わんとすることを整理すると次のようになると思われる。

- ① 被告人による破棄申立ての予約（日本で言う上告申立て）は適法にされたが、破棄申立書（日本で言う上告理由書）が提出されなかったから上告理由が不明である。
- ② 控訴裁判所は、破棄申立て予約がされた2008年9月4日の後、速やかに被告人に対して破棄申立書の書き方等について教示し、破棄申立期間が満了してから3日が経過するまでに破棄申立書を提出させた上で破棄申立書を含めた事件記録を最高裁に送付しなければならなかったのに（2004年刑訴法97条1項¹³）、破棄申立ての予約がされてから1年6か月18日の間、破棄申立書が提出されなかった。
- ③ ②の結果、最高裁は、本来の事件記録を受領すべき日である日から2か月以内に審理できず、2004年刑訴法97条4項¹⁴に違反してしまった。
- ④ とはいえ、原審の判断は適当であるから控訴棄却。

上告期間の計算を刑事判決1にならって行くと、控訴判決は2008年8月18日だから上告期間の満了日は2008年10月18日であり（同日は土曜日であるが）、最高裁が本来、事件記録を受領すべきだった日は2008年10月20日となると思われるが、実際には2010年3月22日に受領した。本件はこのような控訴裁判所による処理の遅延について最高裁が批判したと解釈することができる。

控訴裁判所が破棄申立てを受理しない又は受理が遅れる場合については、2004年刑訴法97条2項、3項に規定があり¹⁵（2012年刑訴法及び現行刑訴法227条3項、4項にも同じ規定がある。）、控訴裁判所の処理の遅延は以前から問題になっていたことが推認される。

もっとも、本判決は破棄申立棄却としており、本件の事案の下では被告人に対して救済手段を採るには至っていない¹⁶。あるいは、控訴裁判所の処理が遅延する場合には被告人は最高裁に対して破棄申立てできる例外的手段（97条2項、3項）を採らなかったから本判決には被告人を非難する趣旨も込められているのかもしれない。ラオスの憲法には裁判を受ける権利及び迅速な裁判を受ける権利については規定が無いようだが

¹³ 現行刑訴法でも同じ、227条1項。

¹⁴ 現行刑訴法では「破棄審裁判所は、事件ファイル受領の日から30日以内にその訴訟事件を審理し判決しなければならない」とされている（刑訴法228条）。

¹⁵ 97条2項は控訴裁判所が破棄申立てを受理しない場合又は受理が遅れる場合、訴訟当事者又は検察官は、破棄裁判所に破棄申立てをする権利を有する旨を定め、同条3項は、破棄申立期間が終了し破棄申立てを受領した控訴裁判所から破棄裁判所に対する事件記録の提出が遅延している場合、訴訟当事者又は検察官は破棄裁判所に対し審理するため事件記録を控訴裁判所に対して要求するよう求める権利を有する旨を定める。

¹⁶ 15年以上審理が中断されていた刑事事件について被告人の迅速な裁判を受ける権利が侵害されたとして審理を打ち切った高田事件（最大判昭和47年12月20日刑集26巻10号631頁）が思い出される。

ら、将来、被告人を救済する判断をする際にはどのような根拠規定を示すのか興味深い。

3 附帯私訴について

ラオスでは金銭賠償の原則¹⁷を定めた規定がない。本件でも被告人に対し金銭賠償ではなく自動車の修理を命じた一審判決が確定しており、実務で原状回復請求を命じるのが通常であることが分かる（教育研修改善サブワーキンググループでも基本は金銭請求ではなく原状回復請求であると聞いている）。

これに対し、被告人は民事原告の言動に不満があったらしく、控訴して8万5600パーツ（約28万7000円）の損害賠償請求をした。つまり、被告人は控訴審で反訴を提起したのである。刑事判決1の解説でも示したとおり、民事事件と刑事事件を分離する手続は無いので、刑事事件に争いが無い場合でも民事部分が争われる限り刑事事件も移審することが分かる。また、控訴審で反訴することが許されることが分かる。

以上のほか、形式に関する詳細な指摘は別紙1及び別紙2の脚注を参照して下さい。

¹⁷ 日本の民法417条。



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

最高人民裁判所
刑事裁判部
破棄審

第30号／刑事裁判部・破棄審
2010年4月6日

判決

トンマイ	ムンバンディット (男性)	裁判長
ブンヘン	ピマニヴォン (男性)	裁判官
ブンテム	コムミッタパープ (男性)	裁判官

より構成される最高人民裁判所刑事裁判部合議体及び同席の
ポンサクシット ソーブンニャー (女性) 書記官

は、

シーセントン ソーパープミサイ 最高人民検察官
の立会いの下で、

2010年4月6日10時00分に、最高人民裁判所法廷において、2007年9月27日付け第506号／…の刑事事件を審理した。

当事者

ビエンチャン首都人民検察……………原告
ムンマニー (男性) 年齢：46歳, 国籍：ラオス, 職業：職員, 住所：ボンパナオ村
29丁目サイセッター郡, 首都ビエンチャン……………民事原告
サイケオ (男性) 年齢55歳, 国籍：ラオス, 祝業：定年退職した職員, チョムマニー
ガーン村32丁目サイセッター郡, 首都ビエンチャン……………被告人

被疑事項：交通事故現場からの逃走

身柄拘束の有無：在宅事件

裁判所は

ラオス人民民主共和国の名において、
2003年改正人民裁判所法に基づく人民裁判所の職権及び職務に基づき、
公判手続において本刑事事件を審理し、
公判手続において最高人民検察院の意見を聴収した

事件の内容

首都ビエンチャン人民検察院による2007年9月13日付け第654号/VCOPPの意見書によると、2007年5月29日午後8時頃、サイケオ（男性）はノンター村からポンパオ村に向かうために、ナンバープレート「3214」のヒュンダイのピックアップ車を運転していたが、ポントンサワート村のT字路に着いたところ、ムンマニー（男性）が運転していたナンバープレート「7633」のブランド名「タイガー」のピックアップ車が右側の道路沿いに停止していたが、ちょうど反対方面からバイクが向かってきていたため、サイケオ（男性）もタイガー車の左側に停止した。バイクが通り過ぎるとムンマニー（男性）のタイガー車が先に発進し、直後にサイケオ（男性）の車が道路の真ん中から発進した形だったが、サイケオ（男性）はタイガー車を追い越そうとしたが、追い越しきれなかったため、ヒュンダイ車の後部がタイガー車の前部にぶつかり、損傷させたにもかかわらず、サイケオ（男性）がそのまま運転して逃げて行ったため、ムンマニー（男性）がクラクションを鳴らしながら事故現場から約150m追跡してから、サイケオ（男性）が車を停止させた。サイケオ（男性）はその後刑事手続にかけられた。

首都ビエンチャン人民検察院は、2007年9月13日付け第1127号/VCOPPの起訴状により、刑法第87条に定められている交通事故現場からの逃走の疑いでサイケオ（男性）を起訴した。

事件の進行過程

「サイケオ（男性）（被告人）は交通事故現場からの逃走事件について有罪であり、被告人を6か月の懲役に処し、この刑の執行を猶予する¹⁸。さらに200,000キープ¹⁹の罰金を科す。被告人に対し民事原告の車を原状へと修理することを科す。被告人に対し30,000キープ²⁰の裁判費用の支払を科す」という原告、民事原告及び被告人の前で下した2008年1月16日付け第31号/……首都ビエンチャン人民裁判所による第一審判決を確認した。

¹⁸ 執行猶予期間の記載が無いが、ラオスで執行猶予とは5年の執行猶予を意味する（2017年刑法79条）。

¹⁹ 約2400円。

²⁰ 約360円。

サイケオ（男性）（被告人）による2008年1月18日付け第7号／……控訴予約状を確認した。

「ムンマニー（男性）による、この15か月間の行動が自分に損害を与えたため、85,600バーツ²¹の損害を賠償すること及び各書類の分析をすることを申し立てる」という2008年7月28日付け第351号／……の受付番号中部控訴審裁判所の窓口提出された2008年7月28日付けサイケオ（男性）（被告人）による控訴申立書を確認した。

「サイケオ（男性）（被告人）の交通事故現場からの逃走事件に関する首都ビエンチャン人民裁判所の判決は法律及び事件の事実に基づき適正に下されたものである」という2008年8月8日付け第164号／……の中部人民裁判所²²の意見書を確認した。

「首都ビエンチャン人民裁判所の判決をすべて維持し、サイケオ（男性）に対し30,000キープの控訴申立費用の支払を命じる」という中部裁判所による2008年8月18日付け第2008-155号／……控訴審判決を確認した。

サイケオ（男性）（被告人）による2008年9月4日付け第155号／……破棄審予約状を確認した。

「中部控訴審裁判所の判決は適法に判断されたものである」という2010年3月11日付け第34号／……の最高人民検察院の意見書を確認した。

判断

本刑事事件簿にある各書類を公判手続において検討した結果、

サイケオ（男性）（被告人）の破棄審予約状は2004年改正刑事訴訟法第96条所定の期間に従って提出されたものであるため、審理することにした。

サイケオ（男性）（被告人）は2008年9月4日付け第155号／……予約状により破棄審を予約したが、1年6か月18日が経過して、当該事件記録が最高人民裁判所の窓口へ届いた2010年3月22日になっても被告人破棄申立書を提出しなかったため、中部控訴審裁判所の判決に対する不服の理由や目的が不明である。サイケオ（男性）（被告人）による当該の権利の履行は、「裁判所の命令、処分又は判決に対する破棄申立又は異議申立がある場合、当事者又は人民検察院は、当該事件に対し判決を下した控訴審裁判所を通して、破棄審裁判所に破棄申立又は異議申立を提起しなければならない。控訴審裁判所は破棄申立期限、破棄申立書の作成、破棄申立費用及び申立者の権利等について、破棄申立者に案内しなければならない。控訴審裁判所は、破棄申立期限が過ぎた場合でも、破棄申立又は異議申立を受理しなければならない。控訴審裁判所は、破棄申立期間又は異議申立期間の終了後、3日以内に破棄申立書又は異議申立書を事件記録とともに破棄審裁判所に通達しなければならない」と規定する2004年改正刑事訴訟法第97条1項及び「破棄審裁判所は事件記録を受理してから2か月以内に事件を審理しなければならない」

²¹ 約28万7000円。ラオスでは自国通貨のキープのほか、タイバーツも流通している。

²² 原文どおりの翻訳。中部人民検察院の誤記だと思われる。

と規定する同条4項に違反している。

破棄審裁判所は、「中部控訴審裁判所の判決は適法に判断されたものである」という最高人民検察院の意見書は合理的であると判断する。

破棄審裁判所は上記の理由に基づき、中部控訴審裁判所の判決は事件の事実及び法律に適合して下されたものであるため、その全てを維持すると判断する。

サイケオ（男性）（被告人）が破棄申立人のため、40,000キープ²³の破棄申立費用の支払いを命じる。

2005年改正刑法第87条、2004年改正刑事訴訟法第95条、96条、97条、98条、99条、101条及び2006年裁判費用に関する法律第34条に基づき判断した。

よって

破棄審として、また、法的最終審として本事件について判決する。

事件の状況上：サイケオ（男性）（被告人）の破棄審予約状を受理する。

法律上：破棄申立書が存在しない

判決：中部控訴審裁判所による2008年8月18日付け第2008-155号／……
判決をすべて維持する。

サイケオ（男性）（被告人）に対し、40,000キープの破棄申立費用の支払を命じる。

本判決は本日より効力を生じる。

裁判長

書記官

トンマイ ムーンバンディット

ポンサクシット ソーブンニャー

²³ 約480円。